

70歳から
74歳までの
みなさんの

限度額が変わります 高額療養費 & 高額介護合算療養費

平成30年8月より、70歳から74歳までの方の高額療養費の上限額および高額介護合算療養費の限度額が変わります。負担能力に応じたご負担をいただき、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持することを趣旨とした改正です。みなさんのご理解をお願いします。

高額療養費上限額

適用区分		外来（個人ごと）月額	外来+入院（世帯ごと）月額
現行	現役並み 課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※ 2 >
	一般 課税所得 145万円未満の方（※1）	14,000円 <年間上限 144,000円 >	57,600円 <多数回 44,400円 ※ 2 >
	住民税非課税 II 住民税非課税世帯 I 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)	8,000円	24,600円 15,000円

適用区分		外来（個人ごと）月額	外来+入院（世帯ごと）月額
改正後 (平成30年8月から)	現役並み III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% <多数回 140,100円 ※ 2 >	
	II 課税所得 380万円以上の方（※3）	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% <多数回 93,000円 ※ 2 >	
	I 課税所得 145万円以上の方（※3）	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※ 2 >	
一般	課税所得 145万円未満の方（※1）	18,000円 <年間上限 144,000円 >	57,600円 <多数回 44,400円 ※ 2 >
住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)	8,000円	15,000円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回となり、上限額が下がります。
- ※3 現役並みI、IIの所得区分の方が限度額での現物給付を受けるためには限度額適用認定証の交付を受けることが必要となります。8月1日以降、保健福祉課国保係で申請をお願いします。

高額介護合算療養費限度額

適用区分		限度額(70歳以上) ※ 2 年額
現行	現役並み 国保・後期 課税所得 145万円以上の方	67万円
	一般 課税所得 145万円未満の方（※1）	56万円
	住民税非課税 (所得が一定以下の場合)	31万円 19万円 ※ 3

適用区分		限度額(70歳以上) ※ 2 年額
改正後 (平成30年8月から)	現役並み 国保・後期 課税所得 690万円以上の方	212万円
	II 課税所得 380万円以上の方	141万円
	I 課税所得 145万円以上の方	67万円
一般	課税所得 145万円未満の方（※1）	56万円
住民税非課税		31万円
	(所得が一定以下の場合)	19万円 ※ 3

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 対象世帯に70歳から74歳と70歳未満が混在する場合、まず70歳から74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額をあわせた額に限度額を適用します。

※3 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。

保健福祉課国保係
☎ 585-2785

国見町国民健康保険

新しい国保改革始まる！ 平成30年度の 保険税率は据え置き

平成28～30年度と3年間同じ税率となりました

■国保制度改革

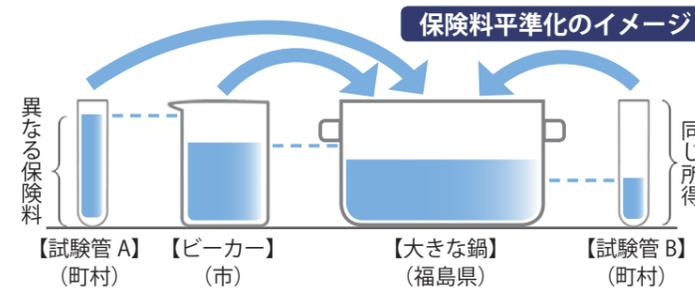
今年4月より、国民皆保険を将来にわたり堅持するため、国保制度が変わりました。

◆福島県が国保の財政運営の責任主体となりました
県全体の国保財政を運営することにより、急激に医療費が増加した場合でも、保険料率に跳ね返りにくいメリットがあります。

【現在】 同じ規模の町村でも、医療費に差があれば保険料は異なります。

…試験管Aと試験管B:同じ所得でも、医療費(試験管の中の水量)の大小により保険料が異なります。

【今後】 福島県という大きな鍋に水を移すと、同じ所得であれば、医療費(試験管の中の水量)が増加しても、保険料はわずかしか上がりません。



①市町村間で大きな差がある保険料を平準化し、福島県全体で公平な負担に近づけていきます。

②市町村が抱える医療費増加リスクを、福島県全体で分散させます。

■平成30年度国保税率は据え置き

4月からの国保制度改革により、平成30年度の国保税率は据え置くこととなりました。【右表】

この結果、被保険者1人あたりの平均保険税額は1.8%減少しました。(課税標準額などの減少による)

【下表】

平成30年度国民健康保険税の税率(前年度据置き)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.24%	2.52%	1.85%
均等割	24,000円	9,200円	9,200円
平等割	20,800円	8,400円	5,400円
課税限度額	58万円※	19万円	16万円

※【H29】54万円 ⇒ 【H30】58万円

1世帯および一人あたりの平均保険税負担額(年額)

	医療分		支援金分		介護分		合計	
	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人
30年度	119,667円	62,305円	46,802円	24,367円	28,690円	23,763円	179,934円	93,683円
29年度	122,000円	63,016円	48,035円	24,811円	29,973円	24,465円	184,775円	95,441円
増減額	2,333円	711円	1,233円	444円	1,283円	702円	4,841円	1,758円
増減率	△1.9%	△1.1%	△2.6%	△1.8%	△4.3%	△2.9%	△2.6%	△1.8%

■国保税率以外の変更点(制度改革)

5割軽減と2割軽減の所得判定基準が引き上げられました。【下表】

	平成29年度	平成30年度
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円)+27.5万円×被保険者数※
2割軽減	基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者数※

※被保険者には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した方も含まれます。

■【被保険者のみなさんへお願いです】

保険税は国保制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期限内に納めましょう！

国保税は世帯主の方に課税されます。(世帯主が加入していなくても、家族の方が加入していれば、世帯主の方に納税義務があります。納付方法は、①年金天引き(特別徴収)、②口座振替、③現金納付(納付書)になります。※納税通知書にあなたの納付方法が記載されています。

■国保制度改革などについて、詳しくは問い合わせください。

保健福祉課国保係 ☎ 585-2785